

## 8 条例の逐条解説

### 【前文】

沖縄には、亜熱帯・海洋性の豊かな自然環境や中国、東南アジア諸国の人々との長い交流を通して培われたやさしくおおらかな精神、人々が共に助け合っていく相互扶助の習わし等、高齢者や障害者にやさしい、温かい風土がある。

このすばらしい風土の中で、すべての人が個人として尊重され、様々な交流やふれあいを通して、生きがいを持って自由に行動し、社会参加できる地域社会を実現することは、私たちの願いであります。使命である。

こうした社会を実現するため、私たちは、高齢者、障害者等の自由な行動や社会参加の機会を阻んでいる様々な障壁を取り除き、すべての人が自らの意思で行動し、社会参加のできる福祉のまちづくりを推進する必要がある。

本格的な高齢社会を迎つつある今日、私たち一人一人の幸せを大切にする豊かで潤いに満ちた沖縄をつくるため、県、市町村、事業者及び県民が互いに協力し、一体となって福祉のまちづくりに取り組まなければならない。

ここに、私たちは、福祉のまちづくりの実現に向け、共に力を合わせ、不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

### (趣旨)

前文は、「福祉のまちづくり」の理念として、この条例の制定趣旨、目的、基本原則を述べたものです。

すべての人がひとりの人間として個人の尊厳が重んじられ、障害のある人もない人も住み慣れた地域社会で生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念を基本としています。そして、完全参加と平等の実現に向け、高齢者、障害者等の自立と社会活動への参加を促進し、住民参加のもとに福祉のまちづくりを進めることを宣言し、各条項の解釈、運用にあたっては前文の精神をいかしていくものです。

## 第1章 総則

### 【目的】

第1条 この条例は、高齢者、障害者をはじめすべての人が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び等しく社会に参加することができる地域社会を実現するために行う福祉のまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本方針を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

### (趣旨)

本条は、福祉のまちづくりの目的を明確にするとともに、条例の内容を説明する条項です。

条例の具体的な対象及び条例によって図る措置、施策等によって達せられる目的を示しており、各条項の解釈、運用にあたっては、この目的に照らして判断を行うことになります。

### 【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、幼児、乳幼児を連れた人その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。
- (2) 生活関連施設 社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、商業施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他の多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- (3) 特定生活関連施設 前号に掲げる施設のうち、特に高齢者、障害者等が社会生活を営むうえで整備を促進することが必要な施設として規則で定めるものをいう。
- (4) 公共車両等 一般旅客の用に供する自動車、船舶及び都市モノレールの車両で規則で定めるものをいう。
- (5) 公共的工作物 信号機、バスの停留所その他の多数の者の利用に供する工作物で規則で定めるものをいう。
- (6) 施設等 生活関連施設、公共車両等及び公共的工作物をいう。

### (趣旨)

本条は、本条例において用いられる主な用語の意義を規定するものです。

具体的には、「高齢者、障害者等」、「生活関連施設」、「特定生活関連施設」、「公共車両等」、「公共的工作物」及び「施設等」の定義を定めています。

### (解説)

- ◆ 「高齢者」とは、一般的に65歳以上の者をいう。
- ◆ 「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者（障害者基本法第2条）及びその他これらの者に準ずる者をいう。
- ◆ 「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。（児童福祉法第5条）
- ◆ 「幼児」とは、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。（児童福祉法第4条第二号）
- ◆ 「乳幼児を連れた人」とは、現に乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）を連れて外出しているため、授乳やおむつ交換等において行動上の制限を受ける親等をいう。
- ◆ 「生活関連施設」とは、多数の者の利用に供する施設をいう。
- ◆ 「特定生活関連施設」とは、生活関連施設のうち、特に高齢者、障害者等が社会生活を営むうえで必要な一定規模以上の施設であり、事前協議等の手続を義務づけている。
  - ・公共性の高い建築物及び官公庁舎、道路、公園、公共交通機関の施設  
→ すべてのものを対象として、床面積等による制限を設けていない。

- ・高齢者、障害者等の日常生活に密接に関連する施設  
→ 100m<sup>2</sup>～200m<sup>2</sup>を超えるものを対象とする。
- ・一般的に利用が多いと考えられる施設  
→ 500m<sup>2</sup>～3,000m<sup>2</sup>を超えるもの、51戸以上のものを対象とする。

(参考)

#### 【規則】

##### (生活関連施設)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める生活関連施設は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げるものとする。

##### (特定生活関連施設)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める特定生活関連施設は、別表第1の中欄に掲げる施設のうち、同表の右欄に掲げるものとする。

##### (公共車両等)

第4条 条例第2条第4号に規定する規則で定める公共車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 軌道法施行規則（大正12年内務・鉄道省令）第9条第1項第17号(ロ)に規定する客車
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶

##### (公共的工作物)

第4条の2 条例第2条第5号に規定する規則で定める公共的工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第14号に規定する信号機
- (2) バス停留所
- (3) 案内標識（道路交通法第2条第1項第15号に規定する道路標識及び生活関連施設に附帯するものを除く。）

#### 【県の責務】

第3条 県は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるものとする。
- 3 県は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設を高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう率先してその整備を進め、その機能を維持し、及び保全するものとする。

##### (趣旨)

本条は、福祉のまちづくりに関する県の責務を規定するものです。

##### (解説)

○第1項は、県は市町村との連携に努めて福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することを規定している。

◆「福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策」とは、福祉のまちづくりの推進が福祉、教育、社会基盤、建築物、都市計画及び交通計画など、多くの分野の連携及び協働が必要であることから、ソフト・ハードの両面から総合的に施策を実施することを意味する。なお、具体的な策について、条例第7条において施策の基本方針に沿って策定することになる。

○第2項は、第1項の施策の策定及び実施に当たって、基礎的自治体である市町村との連携を規定す

るものである。

○第3項は、県は、条例を制定して事業者に対し、高齢者、障害者等の安全かつ快適な利用に配慮した施設の整備を求めるところから、事業者及び県民に範を示し理解と協力を得るため、自ら設置、管理する生活関連施設のバリアフリー化を推進するとともに、維持管理等を適切に行うことを規定するものである。

#### 【市町村に対する協力】

第4条 県は、市町村が地域の実情に応じて行う福祉のまちづくりに関する施策の策定及び実施について、技術的助言その他の必要な協力をを行うものとする。

##### (趣旨)

本条は、基礎的自治体である市町村が福祉のまちづくりに関する施策の策定等を積極的に進めにくために、県の責務として技術的助言等必要な協力をを行うことを規定するものです。

##### (解説)

○福祉のまちづくりを広げるためには、まちづくりの主体である市町村が当該市町村の地域の実情に応じて施策を策定し、実施することが重要であり、これまででは当該施策の策定及び実施を市町村の責務として規定してきた。

○地方分権の中、市町村の責務は削除するが、当該施策の策定及び実施を進めることが重要性を鑑み、県が技術的助言その他の協力をやって策定及び実施の促進を図ることに改めるものである。

#### 【事業者の責務】

第5条 事業者は、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

##### (趣旨)

本条は、福祉のまちづくりに関する事業者の責務を明らかにしており、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策への協力を責務として規定するものです。

##### (解説)

○「事業者」とは、事業（公共事業を含む。）を行う者で個人、法人を問わない。

#### 【県民の責務】

第6条 県民は、福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、自ら進んで福祉のまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

##### (趣旨)

本条は、一般県民の責務を規定するものです。

##### (解説)

○第1項は、福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりに取り組むことを県民の責務としている。

○第2項は、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策への協力を県民の責務としている。

## 第2章 福祉のまちづくりに関する施策

### 【施策の基本方針】

第7条 県は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) すべての県民が福祉のまちづくりに関する理解を深め、積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。
- (2) 高齢者、障害者等が、自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に利用できるよう施設等の整備を促進すること。
- (3) 高齢者、障害者等の社会参加を促進すること。
- (4) 福祉のまちづくりを推進する体制の整備を促進すること。

#### (趣旨)

本条は、この条例の目的を達成するため、県は、県民の意識の高揚を図り、高齢者、障害者等が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に利用できるよう、施設等の整備、社会参加、福祉のまちづくりを推進する体制の整備を促進して、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施することを規定するものです。

#### (解説)

○第1号は、「心のバリアフリー」に関する規定である。福祉のまちづくりでの最大の課題は、高齢者、障害者等に対する認識不足や無理解による差別、偏見などの「心のバリア」を取り除くことであり、そのため、自ら進んで高齢者、障害者等に対する理解と思いやりをもつことを求め、県民意識の高揚を図ることを規定している。

○第2号は、「物のバリアフリー」に関する規定である。これは、移動や生活動作などに関する身体機能の低下・障害により施設や交通車両が利用できなくなるなどの物のバリアを取り除くことである。高齢者、障害者等をはじめすべての人が活動しやすいまちをつくるために、多数の者が利用する施設等の整備を進めることを規定している。

○第3号は、社会参加を促進するための施策に関する規定である。総合的福祉の充実や手話通訳の設置、スポーツの振興などを進めることを規定している。

○第4号は、福祉のまちづくりを推進する体制の整備に関する規定である。福祉のまちづくりを推進するためには、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施することはもちろんのこと、県、市町村、事業者、県民が一体となった推進体制を整備することも重要であり、推進協議会その他の整備を促進することを規定している。

### 【啓発活動】

第8条 県は、福祉のまちづくりに関し、事業者及び県民の理解を深めるため、広報活動、教育活動その他の啓発活動を行うものとする。

#### (趣旨)

本条は、第7条の施策の基本方針に沿って、福祉のまちづくりに関する事業者及び県民の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、体験学習、福祉講座、講演会などの広報啓発活動、教育活動等の施策を実施することを規定するものです。

#### (解説)

○福祉のまちづくりは、事業者及び県民一人ひとりがお互いの人格を尊重し合い、思いやりの心を持って支え合う地域社会の形成のため、自分でできる身近なことから取り組むことが重要である。

#### ◆「広報活動、教育活動その他の啓発活動」とは、

- ・啓発パンフレットの配布、各種広報媒体の活用
  - ・シンポジウム等の開催
  - ・車いす・アイマスク・高齢者疑似体験等の体験学習
  - ・高齢者、障害者等との交流（学習）
  - ・福祉講座、介護研修（学習）
  - ・手話、点字学習
- などの実施が考えられる。

### 【情報の提供等】

第9条 県は、事業者及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。

#### (趣旨)

本条は、第7条の施策の基本方針に沿って、事業者及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する情報を収集し、必要な情報の提供等を実施することを規定するものです。

#### (解説)

#### ◆「福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供、指導及び助言」とは、

- ・高齢者、障害者等が利用しやすい生活関連施設の整備方法の例示
- ・身体機能に応じた住宅の改善方法、バリアフリー改修に際してのアドバイス
- ・日常生活を容易にするための機器や器具の情報提供
- ・福祉のまちづくりの進捗状況の提供

などが考えられる。

### 【調査及び研究】

第10条 県は、福祉のまちづくりの推進を図るため、必要な調査及び研究を行うものとする。

#### (趣旨)

本条は、第7条の施策の基本方針に沿って、福祉のまちづくりに関する福祉、建築、住宅、交通、リハビリテーション等の調査及び研究を実施することを規定するものです。

### 【ボランティア活動】

第11条 県は、福祉のまちづくりに関するボランティア活動を促進するため、ボランティアの養成等を行うものとする。

#### (解説)

○福祉のまちづくりは、事業者及び県民が自ら参加することにより大きく前進するものであり、ボランティア活動の果たす役割は重要である。

◆「ボランティア活動」とは、手話通訳、外出時のガイドヘルパー、リフト付きバス等の運転を行うカーボランティア等が考えられる。

◆ボランティア活動の形態としては、個々の高齢者、障害者等を介助する方法と不特定かつ多数の者が利用する施設に配置する方法が考えられる。

○ボランティア活動を促進するためには、手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員、点字翻訳奉仕員等各種ボランティアの養成が必要である。

◆「ボランティアの養成等」とは、ボランティア活動への参加を希望する県民の支援、団体等の調整、活動プログラムの企画・指導などのほか、ボランティア活動についての啓発、学校での教育も含まれる。

#### 【推進体制の整備】

第12条 県は、市町村、事業者及び県民と一緒に福のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(趣旨)

本条は、第7条の施策の基本方針に沿って、県、市町村、事業者及び県民が一緒に福のまちづくりを推進するための体制を整備することを規定するものです。

(解説)

◆「推進するための体制」とは、沖縄県福のまちづくり審議会をはじめ、福のまちづくりに関する事業を実施する事業者団体、障害者団体及び行政機関で構成する推進協議会、国、県及び市町村の行政連絡会議、県庁内の連絡調整会議などが考えられる。

#### 【財政上の措置】

第13条 県は、福のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

本条は、県として福のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講じる努力を明確に規定するものです。

(解説)

◆「必要な財政上の措置」とは、条例第7条に規定する基本方針に基づいて総合的かつ計画的に実施する施策に関し、必要な財政上の措置をすべて包含するものである。

◆具体的には、県民への広報活動、教育活動に要する経費、県有施設の整備に要する経費、市町村及び民間事業者が行う福のまちづくりに関する先駆的な取組や波及効果が見込める取組に対する助成等が考えられる。

#### 【表彰】

第13条の2 知事は、福のまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(趣旨)

本条は、福のまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して表彰を行うことを規定するものです。

(解説)

◆表彰対象の分野としては、施設整備、製品開発等、普及促進活動等、児童・生徒の取組などが考えられる。

◆具体的な事例としては、条例の技術基準を上回る自社基準により積極的にバリアフリー化に取り組んでいる事業者や、バリアフリー化に資する用具・機器の開発研究、独自の活動を通じてバリアフリー化を進めている団体、福のまちづくりに関する検証を行い、行政に提案する児童・生徒などが考えられる。

○表彰を行うことによって、事業者の意識高揚、バリアフリーの普及、他の取組への波及効果を期待するものである。